

見 解 書

平成 18 年 5 月 17 日

群馬県環境森林局廃棄物政策課長
○ ○ ○ ○ 殿

協議者

住 所 東京都大田区○○○△-△-△
氏 名 ○ ○ 建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
電話番号 03-□□□□-□□□□

平成17年5月18日付け富環森第9106-3号により指示のあった、技術的指導若しくは修正指示等並びに群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程13条若しくは第14条の規程により提出された意見書に対する見解は次のとおりです。

施設の種類	産業廃棄物（管理型）及び一般廃棄物最終処分場
設置場所	群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田字切通757-1他75筆
指示事項等	見 解
関係住民等からの意見	左の意見に対する○○建設株式会社の見解
①【設置に関する全般的な意見】	①【設置に関する全般的な意見】
1 山紫水明な下仁田町に大規模な最終処分場は必要ない。何故下仁田町に計画したのか。	1 弊社は東北及び関東一円の持込情報を元に、首都圏からの道路事情・地形・気候等から計画地が最終処分場として適地と判断しました。
2 自然豊かな町的美観が損なわれ、風評被害により町がますます過疎化してしまう。	2 外周住宅地から施設は見えず景観は損なわれないと考えます。又、適正な産廃処分場による風評被害の事例情報は、現在入手していません。
3 都会で出した廃棄物を下仁田町で処分することは納得できない。各自治体で処理すべきである。	3 群馬県は約30%を県外処理しており、県内にも廃棄物最終処分場施設は必要と思いません。行政が産廃施設を運営すればよいが、民間のものは民間処理が原則です。
4 一企業の利益のために住民がリスクを負うことになるのはおかしい。	4 弊社は、町及び地域住民へは地域振興として利益の一部を地元へ貢献したいと考えております。行政、住民等への貢献策としては①目的税として関係市町村に納付。②県道南蛇井・下仁田線の拡幅整備。③町の一般廃棄物を当該施設に受入。④前所有者の滞納税金の補填。⑤町の財産（公道、水路）の有償払下げ。⑥地元の雇用・地元産業の活用。⑦地域住民に必要な施設等の補助。⑧地域の為の跡地活用等です。
5 建設計画の経緯が不満。（リゾート開発計画がなぜ最終処分場になってしまったのか）	5 リゾート開発は将来計画であり可能であれば実現したい。第1期工事として最終処分場を計画しています。
6 自然が破壊される。生息している動植物の住処が奪われ、鳥獣害が増える懸念がある。	6 廃棄物埋立て完了後は、法面他利用目的がない平坦部を植栽して森に戻します。

指示事項	見 解
7 将来に渡り影響が懸念される最終処分場ではない処理をするようにすれば良いのでは。	7 現状では最終処分をせざるをえないものが多くありますので、地域の環境に配慮した安全な施設を建設し、将来に影響が出ないように施設閉鎖まで運営管理を徹底します。
8 全国各地で起こっている他の産廃施設周辺の飲料水や大気の悪化等の例を見ると、水汚染、大気汚染の原因になるのではないかと心配。	8 水質については、国及び県の排水基準より厳しい自主排水基準を設けて処理水を排水します。大気については、覆土を実施し、強風時は、散水及び受入れの中止、飛散防止ネット等により飛散を防止します。
9 日の出町などの基準を満たして設置された処分場近くでいろいろな病気が全国平均以上発生していると聞くので心配である。	9 昔の基準による処分場施設では、地下水汚染等による被害があったようです。市町村の一般廃棄物最終処分場及び民間施設でも安全に維持管理された施設周辺での情報は入手しておりません。
10 国の基準は年々強化されているが、これは今の基準が不十分な証拠であり、有害物質と後でわかっても取り除けない。	10 国の廃掃法は毎年改正され、改善もされています。今後も基準が強化されると思いますが、設置後でも可能な限り改善に取り組みます。
11 地域に処分場があることにより環境への不安などで精神的に耐えられない。	11 最終処分場は経済活動に必要であり、環境への不安がないように施設を建設し、運営管理します。
12 机上では絶対安全な施設であっても管理上の問題があって、実態として迷惑のかかっている施設があることを業者も認めているため不安である。	12 不安がないよう住民の皆様と協議を行い、事故のないよう運営・維持管理に努めます。
13 現行法の有害物質排出基準が甘いことを認めながらも、法基準をクリアすればいいという業者に対し、地域住民として心配している。	13 弊社は、国及び県の排水基準より厳しい自主基準による排水基準により水を処理します。
14 廃棄物の安定化とはどういうことなのか。有害物質の搬入量も想定されておらず、安定化するまでの具体的な期間の説明が無い。	14 最終処分場埋立完了後、閉鎖基準を満たせば水処理施設の運転を停止し、施設を閉鎖しますが、廃棄物が安定化するまでには長期間かかると思います。廃棄物の種類、量及び含有量も未定の段階で有害物質搬入量及び期間の想定は困難です。
15 産業の集中する地域に処分場の用地を確保すべきである。	15 工場で生産される製品は全国的に使用されておりますので廃棄も広域に処理されるべきと思います。
②【農業に関する意見】	②【農業に関する意見】
1 特産である下仁田ネギ、こんにゃくをはじめ、農作物のイメージダウンが心配である。値段が下がってしまう懸念がある。	1 心配されるような農産物への直接的な影響はないと考えています。また、間接的（風評被害による農作物のイメージダウン、値段下落）な影響も心配されるようなことはないと考えています。

指示事項	見 解
2 粉じんや汚水により農作物、家畜等が汚染される心配がある。	2 施設から汚染が心配される範囲（事前協議規程に基づく合意書の取得を必要とする半径約300m以内。）には農地及び民家はありませんが、今後、粉じん・汚水の影響を調査します。
3 井戸水を使用して農業をしている。地下水汚染で農作物への影響が心配。	3 計画地は岩盤の上に遮水シートその他の処置をしますので、地下水への浸透量は殆どないと思われます。また、計画地からの地下水脈と使用中の井戸の水脈の間に鍮川が流れており、川床より浅い水脈では影響はないと考えます。
4 ダイキソが牛乳に濃縮して、牛乳が売れなくなるおそれや健康被害のおそれがある。	4 処分場の埋立基準には、ダイキソ類や重金属に対する基準が定められており、これを適正に処理します。又、排水・処分場周囲の土壌のダイキソ濃度を計測し管理しますので心配されるようなことはないと思ひます。
5 農作物に対する風評被害が発生した場合の補償について、「証明できれば補償する」との対応であったが、それは非常に困難である。業者側の費用で調査できる方法を示してほしい。	5 風評被害かどうかを調査する方法はあると思ひますが、全て、事業者側の調査・費用負担で行う事は難しいです。
③【搬入物に関する意見】	③【搬入物に関する意見】
1 どのような廃棄物を処分するのか分からない。	1 一般廃棄物（各家庭からの生活ゴミを焼却したもの・燃せないゴミで生ゴミ・有価物は除く。） 産業廃棄物（燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維屑・ガラス陶磁器屑・ゴム屑・がれき類・鋳さい・金属屑・動植物残渣・ばいじん。） 以上を予定しています。
2 有害物質が含まれているような廃棄物が運び込まれるのではないか。	2 廃棄物を処分する前に、廃棄物処分契約を行います。その時に廃棄物の成分及び形状を確認し基準以下の廃棄物でなければ契約はしません。契約後、搬入前に廃棄物の成分分析を確認し埋立を行います。
3 誰がどのように搬入物の区別をするのか。完全なチェックができるのか。	3 契約前に埋立が出来るものか確認し、問題がなければ契約し搬入となります。搬入時、受付で契約書と中身（目視で確認）マニフェスト伝票を確認後、現場員が必要に応じ展開検査を行い確認後埋立となります。
4 計画している埋立品目は公害につながるものである。埋め立てるものには土に戻るものではなく将来環境破壊につながる。	4 埋立基準値以下の廃棄物ですので公害につながるとは限定出来ません。長期的には殆どが大地に戻るものとします。
5 燃え殻、ばいじんは何を焼却したものか不明である。	5 契約前に何を焼却したか確認後契約をします。又、燃え殻・ばいじんの成分分析確認後の契約となります。

指示事項	見 解
6 廃棄物の減量化、中間処理を進めることが重要。	6 首都圏の産廃最終処分場の残余年数がすくなく、その通りです。
7 搬入物の全てを公表するのか。	7 受入廃棄物の全てを情報公開します。
8 搬入物のチェック方法について、①受入前チェック、②抜き取り検査、③目視検査についてその計画の詳細を示してもらいたい。	8 以下の手順となります。①事前に契約が必要です。廃棄物の種類、量、形状、発生場所、成分分析表の確認、目視による廃棄物の確認等を行い問題がなければ契約となります。②排出者が搬入の事前予約をします。強風時は受入が出来ないこともあり、事前確認が必要。③搬入時、受付が目視にて廃棄物の中身、マニフェスト伝票、契約書を確認してダンピングする。④ダンピング後、必要に応じて展開検査を行う。
9 袋に入って搬入された飛散物の検査方法。	9 袋の口を開いて確認します。
10 ダイキソ等の有害物質の検査方法。	10 年1回、専門業者に依頼してダイキソ等の濃度検査をします。
11 ○○○では、汚泥は無機汚泥に限定しているし、それ以外にも今回はいままで処理していない廃棄物が品目として上げられている。計画している品目の毒性について説明して欲しい。	11 燃え殻・汚泥等にダイキソ類及び重金属を含む場合があり、ダイキソ類は微量でも猛毒です。
12 運搬トラックについては水洗いする計画だが、水洗いだけで有害物質を落とせるのか。	12 運搬・埋立共に成分分析に基づき基準以下の廃棄物を運搬し埋立を行います。基準を超える廃棄物は特別管理産業廃棄物として別処理され当計画処分場に搬入はありません。故に、水洗いで十分な廃棄物しか搬入しません。
④【計画地の地盤に関する意見】	④【計画地の地盤に関する意見】
1 平均して30m近く掘削する計画であるが、地質調査が行われていない状態で計画は大丈夫なのか。	1 設計に必要な現地のボーリング調査、弾性波調査等により土質の強度、地質を測定し、安全な法面勾配で施設を計画、建設します。今後、調査箇所及び方法は検討します。
2 計画地には断層があり緩い地盤であると考えられる。	2 現地調査して断層の有無を確認及び現地の土質調査して、安全な施設を設計、建設します。
3 予定地東側の○○電鉄沿線は地盤が軟弱のためよく崩壊がある場所。予定地の谷は急峻で以前に洪水流出により鉄道が決壊したこともある。大量の産廃が流出することはないか心配である。	3 現況が垂直のような急勾配に切り立っているため崩壊したと思います。計画法面は土質調査により安全勾配(1:1.0)により施工します。廃棄物埋立は安全な勾配(1:2.0)で埋立しますので産廃が流出する恐れはありません。
4 地盤が安定していると説明する明確な根拠を示してもらいたい。	4 現地踏査して、計画地の土質が岩盤であり安定していると思われるが、今後土質調査により明確な根拠を提出します。

指示事項	見 解
⑤【〇〇建設に対する意見】	⑤【〇〇建設に対する意見】
1 将来にわたり〇〇建設が存在するのか。万一のとき、損害賠償能力はあるのか。保証金を用意する必要があるのでは。	1 会社は将来にわたり存在し、万一の時には損害賠償能力はあると確信しております。会社が万一の時のために備えて、積立準備金制度、災害準備積立金等の補償制度が法律により義務付けられています。
2 地元の業者ではないため何かあっても直接対話できない可能性が高く、不安である。	2 地元に着した企業を目指します。又、関係地域住民とは施設の許可前に住民参加して合意書、又は協定書を作成し締結します。
3 許可を取得した後は違法行為をするのではないか。民間の産廃処理計画はあてにならない。	3 違法行為をすれば許可の取消となり、処分場を運営できなくなりますので、その様な行為をするはずがありません。
4 〇〇建設が汚水処理を永久に行えるとは思えない。	4 埋立完了後、放流水が基準値以下になるまで水処理をしますが、基準値以下になれば、県の許可を得て施設を閉鎖します。
5 ゴルフ場計画時の環境調査を使っているが、全く異なる処分場であり、〇〇建設の誠意が感じられない。	5 現在まで環境調査は実施していませんが、今後環境調査して実施計画に反映させます。
6 説明会での質問に対して、納得のいく回答が得られないし、書類の細部で齟齬があるなど問題が多い。	6 現在まで、環境調査をしていませんので住民に納得した説明が出来ませんでした。今後、環境調査等を実施し、関係住民の説明会を開催して住民に理解がえられように努めます。
7 説明内容に一貫性がなく、事実を曲げたり、隠したりするため信用できない。技術的な質問にも満足に答えられなかったりする。住民に理解できるように事業説明するのが業者の義務である。	7 説明会時点では、色々な調査をしていませんので明確な回答が出来ませんでした。今後色々な調査を実施して住民の質問に答えられるようにします。
8 説明会に出席している社員の態度が悪い。社長も説明会に1回も出てこない。	8 今後住民説明会には誠意を持って対応致します。
⑥【大気に関する意見】	⑥【大気に関する意見】
1 処分場からの悪臭、粉じん飛散(アスベスト等)が心配である。洗濯物も汚れるのでは。	1 施設から大気汚染の心配がある範囲(半径300m以内)に民家がなく、又、周囲が山に囲まれているので心配されるような影響はないと考えますが、今後環境調査を実施します。
2 運搬車両が増加し、排ガス、騒音及び振動が心配である。車両騒音への対策はどう考えているのか。	2 運搬車両の増加に伴う排気ガス、騒音・振動が出ますが、排気ガス対策車両の使用及び法定速度遵守により騒音・振動を抑えられると思います。
3 処分場内から有害ガスが発生し周辺の森林が破壊されてしまう。周辺での人的被害も心配である。	3 発生すると思われる有害ガスは、埋立地表面では殆んど検出されず安全な状態ですので、周辺の森林及び人的に被害を及ぼすことはありません。

指示事項	見 解
4 硫化水素の発生はないのか。	4 上記3に同じ。
5 飛散しないと判断したら即日覆土を行わないということだが、強風時の埋立作業は飛散率が高いとされている。冬場には連日強風、突風となるが、その場合の作業はどのように対応するのか。また、中間覆土を行う高さになっていない場合の対策はどのように行うのか。	5 飛散すると思われる廃棄物が、強風・突風時に搬入がある場合は、前もって搬入日時を変更します。又、周囲には飛散防止ネットによる対策を講じます。中間覆土を行う高さになっていない場合は、覆土材を混合して埋立を行います。
6 埋め立てた廃棄物から硫化水素やメタンガスが化学反応によって発生し、分解による熱でそのガスに引火し、山林火災につながる可能性が大きく危険である。	6 処分場内には、防火設備の設置が義務付けられています。又、適正に埋立作業が行われた処分場では、ガスの発生が認められても火災につながる事故はありません。
7 運搬車両から廃棄物が落下したり、車両に付着した廃棄物(有害物質)が飛散するなどして周辺環境が悪化する懸念がある。	7 運搬車両の法的許可についても廃棄物の落下飛散等がないように厳しく規制がされています。
8 処分場で火災が起こった場合に発生する有毒ガスについて①発生ガスの種類と毒性、②火災による上昇気流により有毒ガスが拡散する範囲を示してもらいたい。	8 火災が起きないように運営管理しますので想定していません。
9 トラックからダンピングするときの飛散防止対策はどのように行うのか。	9 粉じん等発生の恐れがあるものは袋詰めを条件とし、その他の廃棄物は散水を行いダンピングします。又、強風時は搬入日時の変更を行います。
10 発生する硫化水素の危険性とその対策について示してもらいたい。	10 硫化水素は、土壌中（埋立地内）にいる微生物が日常的に発生するもので悪臭の元とともに、安全性を脅かすガスです。万一、高濃度の硫化水素が発生した場合の対策として、吸着剤による除去・バイオガスを通させる乾式除去・細菌による生物除去方法等があり、処分場に適した対策を行います。
⑦【水質に関する意見】	⑦【水質に関する意見】
1 地下水、河川、水源地の汚染が心配である。下流では飲料水で利用している。魚釣りができなくなってしまうのでは。	1 鍬川を汚染しないように、国、県の排水基準より厳しい排水基準（BOD 10 mg/l 以下、COD 10 mg/l 以下）による水処理施設により水処理して放流しますので、魚への影響は考えられません。又、富岡市、甘楽町の水道取水口は施設の上流にありますので、汚染の心配はありません。
2 砒素などの化学物質による河川の汚染が心配される。環境ホルモンなどの徐々に体内に蓄積される物質が流失するおそれがある。	2 厳しい排水基準による水処理施設で処理されますので鍬川に流失することは考えられません。

指示事項	見 解
3 水質検査の回数が不十分ではないか。また、自主測定であると検査結果も改ざんされる恐れもある。	3 毎月水質検査を実施予定ですが、水質検査の回数及び検査項目は協議致します。住民立会いで採取し、検査は外部検査会社に依頼し、検査結果は情報公開します。
4 将来の土壌汚染が心配である。	4 遮水シートが破損しないよう施設を運営管理します。又、地下水汚染しないような処置を考えます。
5 計画による鎗川への影響をもっと詳細に調査する必要がある。	5 出来るだけ早く生活環境影響調査（水質調査等）を実施し、鎗川への影響を調査し報告します。
6 浸出水中の有害物質の除去方法が不明であり、有害物質が完全に除去できるのか心配。	6 今後、専門メーカーにより住民が理解できるよう説明させます。逆浸透膜その他の工法の水処理施設で水処理して、有害物質の除去を考えます。
7 下流に住む人達のためきれいな水を流すよう努力している。水源を汚さないでほしい。	7 厳しい排水基準により水処理しますので下流河川への影響は殆どありません。
8 汚水が処分場からしみだし井戸水が汚染されないか心配。	8 計画地は岩盤の上に遮水シート等その他の処置をしますので地下水への浸透はないと思います。万一の場合、施設と下流井戸の間に鎗川があり、井戸の水脈が異なると思われ井戸水への汚染は考えられません。又、施設の上流にある井戸は汚染した地下水が上流に流れることは考えられません。今後、井戸水調査します。
9 井戸水で生活している。地下水汚染が心配。	9 シートが破損しないよう施設を運営管理します。計画地の地下水と生活している井戸の水脈が異なると思われ、井戸水への汚染は考えられません。今後、井戸水調査します。
10 現地には断層があると考えられる。地層内部に断層があると汚水が小坂川、或いは下町信号の脇の沢に流れ出す。青岩付近では下仁田町の取水口がある。その下流吉崎には富岡市、甘楽町の取水口もあるので飲料水が危険である。	10 断層の有無を調査し、安全な施設を建設、運営管理します。下町、小坂地区は施設より上流にあり、地下水への影響はありません。下仁田町、富岡市、甘楽町の水道の取水口は、当該施設の排水口より上流であり、危険はありません。
11 ○○○の施設では脱塩処理を行っていないため、その水で飼った金魚が1週間で死んでしまったということであり心配である。	11 当該施設では、脱塩処理を行いますので心配ありません。
12 川が汚れてしまうと子供たちが川遊びができなくなる。	12 上記同様心配はありません。
13 ○○建設株の定める「水質汚濁防止管理規定」に基づいて、○○○事業所の雨水処理について説明してもらいたい。	13 雨水処理については、調整池に汚濁水を貯留させ排水します。

指示事項	見 解
14 水質がどの程度汚染されるのか、計画数値を教えてください。又、水質検査の方法（採水から検査方法まで）について示してもらいたい。	14 BOD 10 mg/l・COD 10 mg/l・SS10 mg/l 以下にて放流の計画です。検査方法は専門機関に依頼します。
15 おいしい水として評判の「栗山の源泉」への影響が心配である。	15 「栗山の源泉」は施設の上流で、数キロも離れているため影響ありません。
⑧【構造に関する意見】	⑧【構造に関する意見】
1 たった 2mm の遮水シートでは廃棄物の荷重に耐えられるのか。シートの耐久性に不安がある。メーカーも保証値ではないと述べている。	1 下の地盤がよいので、遮水シートは廃棄物の荷重に耐えられます。遮水シートは耐久性のある安全なシートを採用します。
2 シートのつなぎ目から漏れてしまうのではないか。	2 遮水シートのつなぎ目は全て検査出来るシート（袋状態にして空気試験）を採用します。つなぎ目不良がなく安心です。
3 遮水シートの破れた箇所から汚水が地下へ浸透し、地下水汚染が心配される。	3 遮水シート破損により地下水が汚染されるので、シート破損しないよう施設を運営管理します。
4 廃棄物の下になったシートの破損状況の確認方法はどのようにするのか。修理の方法も納得のいく説明がない。また、流出してから修理をするまでの間は垂れ流しだ。	4 漏水感知システムでシート破損の有無及び位置が確認できます。修理はベントナイト及び2重目の遮水シートで地下水汚染前に補修できます。
5 絶対に安全だとは言いきれない。安全だと言うのであれば都会に造れば良い。	5 施設の安全に絶対はありませんが、運営管理を徹底します。
6 岩盤とシートの接面の法面傾斜が 1：1 であり、嫌気分解によるぬるぬるした物質ができ、シートがずれて、洩れるおそれがある。	6 法面も準好気性になるよう通気管を設置します。又、シートは小段ごとにコンクリートで固定しますので心配ありません。
7 最先端の最終処分場とは、屋根を掛けて雨水を遮断し、防水シートとベントナイトを併用したものではないのか。	7 屋根を掛けて処理水量を一定、ごみの飛散防止をする施設はありますが、本件では、地形・規模により採用は困難です。その代わりに、水処理施設は最先端の設備を計画します。又、ベントナイト併用すること等を考えます。
8 転圧基準が示されていない。転圧不足による崩落の危険性があるのではないか。	8 いろいろな廃棄物を埋立るので、廃棄物同士が絡み合い崩落、転落の危険性はありません。又、転圧基準はありません。
9 アメリカ環境保護局の調査によると、遮水シートは有害物質を浸透させてしまうというデータがある。また、シートの耐用年数についても明確な説明がないため心配である。	9 他国の調査報告は知りませんが、日本の処分場（市町村及び民間施設）で採用されているシートを使用します。遮水シートについては説明会で説明しました。今後専門家により説明します。
10 散水を計画するということであるが、散水用の水はどのように確保するのか。50m間隔で散水パイプを敷いたとしても、水道による供給は出来ないと思われる。住民の生活水は犠牲にはできない。	10 計画段階であり、確定でないが、雨水調整池を設置しますので、散水する水量は余分に溜めるのは可能です。

指示事項	見 解
11 覆土について、サンドイッチ方式を採用するとあるが、どのような廃棄物がサンドイッチ方式の対象となるか。	11 全ての廃棄物についてサンドイッチ方式を採用する予定です。
12 場内及び場外に降った雨水の処理計画について、その詳細を説明してもらいたい。	12 廃棄物埋立て地内は浸出水調整池へ、廃棄物埋立以外の造成地は雨水調整池へ、その他はそのまま河川に放流します。今後、実施計画で雨水の詳細処理計画を設計しますので、その後、説明します。
13 処分場の擁壁等の補修について、補修等の内容を明らかにすること。	13 質問の内容が理解出来ません。補修しなくてよい擁壁を設計、施工します。
14 深度 80mの深さで、漏水が検知された時、どのように修理するのか納得のいく方法を説明して欲しい。	14 シート破損箇所を上から薬液又はミルク注入して遮水します。
15 有害物質の拡散について、飛散防止対策として2 mの鋼製ネットフェンスが計画されているが、これでは粉じんや臭気の飛散に対して防止効果がない	15 その通りです。粉じんが発生する廃棄物については、加湿及び覆土等により防止します。
16 覆土の土質について、その選定の根拠を示してもらいたい。現地発生土は岩砕や転石が大量に含まれており、覆土には適さないものと思われる。	16 覆土は表土を利用します。不足の場合、現地は岩盤ですが、掘削、重機転圧により細かくなります。もし、覆土に適さなければ、場外搬入します。
17 計画している盛土でん圧工法と締め固め、締め固め層の厚み、盛土の種類等を含め盛土工法計画書を示してもらいたい。計画している盛土工法では納得できない。	17 上記8に同じ
⑨【災害、事故に関する意見】	⑨【災害、事故に関する意見】
1 大地震、台風などの災害時には汚染物が流出して被害が出るのではないか。	1 地震による災害は地震規模により被害は判りません。台風等による災害は西野牧観測所の過去の降雨量で汚染物質が直接流出しない調整池を設計します。
2 大雨や土砂崩れに対する安全性に疑問がある。	2 過去の大雨には対応できる施設を造ります。又、掘削法面は必要に応じて法面モルタル吹付けして、遮水シートを張るので土砂崩れは起きないと考えます。
3 万が一の場合の補償はどうするのか。事故があったときの責任はどのようにとるのか。将来の予測外の損害に対する協定等の締結が心配。	3 直接的な被害があった場合は、弊社が補償します。又、保険等の加入も考えています。地域住民の皆様とは、協議をして協定書を締結する予定です。

指示事項	見 解
4 町に担保金を納入しておき、事故時に活用する。	4 万一の場合には、積立準備金、災害準備積立金等を活用することになります。
5 住民が納得できる内容の協定を締結することを要望する。	5 弊社としても皆様が納得頂けるよう努力し、合意書・協定書を締結致します。
6 大地震が起きたときの施設の安全性が心配。	6 地震による地盤沈下又は隆起した場合は影響あるかもしれませんが、振動・ゆれだけでは施設の被害は考えられません。
7 下流域の生活用水を支える水源地であり、汚染事故が起これば被害が大きい。	7 汚染事故が起こらないように施設を運営管理します。
8 雷雨などの通り道でもあり、降雨統計が 20 年確率だが、これで対応できるのか疑問である。	8 20 年確率より厳しい過去の西野牧観測所の降雨量に対応する調整施設を実施段階で設計します。
9 漏水時の通報体制が明確に定められていないのは無責任である。	9 今後、住民との合意書締結前までには確立します。
10 平成 16 年 10 月の、台風 22 号及び 23 号への〇〇〇事業所での対応について、そのときの雨量と施設からの放流量を明らかにすること。	10 台風 22 号 (10/8・9) 雨量 264 mm 台風 23 号 (10/20・21) 雨量 93 mm 10 月 8 日～10 月 31 日迄の放流量は、2,487 m ³ となります。
11 台風などあれば釜場を掘って対応すると説明されたが、〇〇〇の処分場では台風時、釜場を掘っていなかったし、1ヶ月も覆土していない箇所があったとのことである。処分場の表面の水はゴミとともに川に流されていたということであり、管理ができていないので不安である。	11 皆さんが見られた時点は、処分場の埋立も最終段階であり、釜場がなくても雨水があふれる心配はありませんでした。又、飛散・粉じんの発生するものではない場合、覆土をしていません。地元町内会了解済みです。又、表面の水はゴミとともに川に流された事実はありません。廃棄物の埋立地内の水は直接河川には流れていません。
12 廃棄物が大量に集まると大きな事故につながる。	12 施設を適正に維持・運営管理すれば事故は起きません。
13 「滝の入沢」の土石流災害の危険性はないのか。木を切り、廃棄物を埋め立てれば危険性が高まる。	13 「滝の入沢」は計画地から離れており影響はありません。廃棄物を安定勾配で盛れば危険はありません。
14 山林火災が発生し、それが拡大した場合の対応として、①消火対応できる人員数、②夜間体制③消火設備の配備計画、④通報体制と住民への避難周知の方法を示してもらいたい。	14 今後、処分場からの火災は発生しないと思いますが、万一のため連絡体制等について具体的に計画し住民との合意書締結前までに提示し、説明します。
15 災害に対する具体的な対応方法を説明してもらいたい。	15 上記 14 と同じ
⑩【住環境に対する意見】	⑩【住環境に対する意見】
1 子育てや子供の健康に悪影響があるのでは。	1 施設近くに民家ありませんので、人への影響は考えられません。今後、環境調査を実施します。

指示事項	見 解
2 搬入のトラックが増加し、道路を歩くのも危なくなり交通事故が増加するのでは。トラックが4分に1台通る計算となり、これが15年間も続く計画である。	2 廃棄物搬入車両は、大型車両換算1日最大50台(往復100台)と制限します。廃棄物搬入車両の運転手には充分道路交通法を遵守するよう指導します。
3 トラックの出入りが昼夜問わず行われるのでは。渋滞が多くなるのでは。道路の老朽化が早まる懸念がある。交通安全に万全を期するとともに、周辺道路の整備も早急に行ってもらいたい。	3 廃棄物搬入車両は昼間のみで交通安全には万全を期すると共に通行時間を守ります。国道254号線から県道下仁田・南蛇井線へはトンネルで接続し、そこから火葬場までは拡幅整備します。
4 いつ災害が起こるか分からない状況で、不安と隣り合わせの生活になってしまう。	4 工事車両、廃棄物搬入車両及び施設の建設・運営管理には事故、災害防止に十分注意します。
5 体力の弱いお年寄りの健康への影響が心配である。	5 施設から影響が予想される範囲(半径約300m以内)には民家及び、農地が無いので心配ないと思います。
6 ハエ、蚊、アブ等の異常発生への心配。	6 発生しないよう覆土をします。
7 狭い道路で小中学校も近い。周辺は通学路であり事故がないか不安である。	7 廃棄物搬入車両は朝の通学時間帯を避けて搬入、道路交通法を遵守するよう指導します。
8 馬山小学校の校庭は計画地からの風の通り道になっている。子供たちへの影響が心配である。	8 小学校は施設から約1km.離れていて、影響は考えられません。今後、環境調査します。
9 焼却灰のダイヤン類が施設周辺(4km以内)では自然と体内に入り、癌の発症率が4倍になる。また、処分場から3キロ以内は障害者出生率が33%高いという、「ユーロハズコン」という先天性障害の研究団体の報告がある。こうした事実に対する調査、説明がなされていない。	9 何処の国の調査報告書か知りませんが、色々な研究団体の報告書には事実確認が取れませんので回答のしようがありません。なお、今後も事例の有無調査します。
10 ダイヤンの環境基準は大人を前提としたものであり、胎児への影響が懸念される。	10 ダイヤンの摂取量では魚介類の比重が大きく、最終処分場の影響は殆んどありませんので胎児への影響も考えられません。
11 施設のある地域ではめまい、頭痛、手の痺れなどの症状を訴える人が多い。また、有毒ガスの発生で喘息、アレルギー性皮膚炎を起こしやすくなる。	11 その様な症状が出ることは想定できません。
12 運搬車両のドライバーのマナーについて、〇〇建設が責任を持ってくれるのか。	12 弊社が責任を持って指導します。
⑪【歴史的遺産に関する意見】	⑪【歴史的遺産に関する意見】
1 産廃処理施設があると旧富岡製糸工場の世界遺産登録に悪影響が出る。	1 必要な施設であり、建物の世界遺産登録に悪影響が出るとは思えません。

指示事項	見 解
2 中山道の裏道として上州姫街道という名で古くから利用されてきた道が予定地内にあるが、大切な歴史である。伊能忠敬や有名な高僧などが歩いた道である。	2 歴史の街道は計画地にありますので、一部付替えになりますが、その他は残存できます。
3 下仁田戦争のあった場所であり、「高崎藩士戦死之碑」もある。	3 「高崎藩士戦死之碑」は移設して保存します。
4 計画地中央を通る「小坂坂峠道」は、なだらかで小さい子も楽しめる絶好のハイキングコースで、下仁田の歴史の道である。施設の建設により景観や人と自然との触れ合いの場が破壊され影響が出る。	4 「小坂坂峠道」はゴルフ場のときは、ゴルフ場用地として、下仁田町は認定解除して廃道にした経緯がありますので、引き続き理解を得られるよう努力したいと思います。
⑫【その他の意見】	⑫【その他の意見】
1 現時点でも下仁田町のごみ焼却場から煙や河川の汚染があり安全性に疑問がある。	1 弊社は、安全性の高い施設を建設し安全に運営・維持管理します。
2 手続きが住民を無視して進められている。	2 県の指導要綱（事前協議）により進めており皆様を無視しておりません。
3 一つの設置を認めてしまうと、次々に処分場が作られたり、拡張されたりしてしまう懸念がある。	3 施設には立地条件があり、他に出来るかどうか分かりません。また、将来の拡張は考えておりません。
4 7月時点の計画から埋立容量が増えているのはなぜか。	4 計画を見直して将来の増設分を取り込んだためです。
5 計画からは住民の安全とメリットが見えてこない。	5 関係地域住民へは説明会等でメリットと安全を説明しました。①. 4に住民等の貢献策を記載しました。今後、協定書締結に向けて住民等と協議します。
6 地元住民の理解（納得）を得ること、住民の意見を十分に聞いてほしい。	6 関係地域住民の意見を充分聞き、理解を得るよう一層努力します。
7 今回の計画の後、更なる施設の拡張があるのか。（〇〇〇では設置後6年で拡張している）	7 計画地内で将来の拡張、増設計画はありません。（〇〇〇の場合は地域の皆様からの要望により拡張しました。）
8 動物から人に感染するウイルスが報じられているが、処分場に進入する動物がウイルスに感染することはないか。	8 他の最終処分場施設での感染情報はありません。埋立てる廃棄物は、無機質が多く、動物の食べ物はなく、当該施設では考えられません。
9 将来にわたって希少生物への影響が全くないか。	9 埋立完了後は出来るだけ植栽して自然に戻しますので、希少生物への影響はないと考えます。
10 自然が破壊される。生息している動植物の住処が奪われる。また、計画地には絶滅が危惧されている貴重な動植物が棲息しているのではないのか。	10 一時的に動植物に迷惑をかけますが、埋立完了後は植栽し自然に戻します。今後、動植物調査を実施し、貴重な動植物の有無を確認の上、施設を計画します。
11 計画地域にはタカの営巣地があるので、このような環境の中に建設することは反対。	11 環境調査（動植物）し、タカの営巣地の有無を調査します。

指示事項	見 解
12 反対署名や県議会請願（採択）など地元は皆反対している。	12 地元（関係地域住民）の理解を得るように一層努力します。
13 産廃施設は国・県・市町村など行政が設置すべきであり、民間業者では責任がとれないのではないか。	13 全国にある産廃最終処分場施設は、殆んど民間の施設です。また、健全な民間業者は責任を取っています。
14 住民による立ち入り調査はできるのか。	14 施設立ち入り調査は出来ます。
15 食品業界におけるイメージダウン、売上の減少が心配。	15 違法な処分場は別として、他の健全な産廃施設（最終処分場）でその様な事例は見当たらず、影響ないと考えます。
16 産業、観光等において下仁田町のイメージダウンに繋がる。	16 他の市町村でその様な事例は見当たらず、下仁田町だけイメージダウンするとは考えられません。
17 様々な問題点を科学的に検査してもらい、一般の人にも分かりやすく文章化して配布して欲しい。	17 今後、環境調査等を実施、専門業者により、住民へ説明して理解を得るようにします。
18 もし、建設されるのであれば、住民意見に沿ったものとするよう確約して欲しい。	18 住民の意見を聞き、出来るだけ意見に沿ったものとするよう確約します。
19 処分場のある地域の子が、よその地域の学校に通うようになったとき、いじめられるおそれがある。	19 大気汚染等の影響が予想されると思われる範囲内（半径約 300m以内）に関係住民はいませんので、その様なことはないと考えます。
20 水が汚れて川からイワナやヤマメ、ウグイ、カジカ、イモリ等がいなくなってしまう、わさびも採れなくなる。「かぶらの鮎」のブランドにも影響がでる。	20 上記⑦. 1 と同じ
21 ○○○の施設周辺を環境庁水質保全局が調査したところ、ダイキソが突出した数値で検出されたと聞いている。	21 その様な事実はありません。
22 説明会の際に、○○○作業所の現地視察を開催するという話が出たが、まだ開催されていない。	22 今後、○○○処分場の現地視察を計画します。
23 設置後の住民を加えた監視システムの設置と事故発生時の環境影響評価とそれへの具体的改善策を示して欲しい。	23 住民代表による運営委員会を設立してもらい監視体制と運営方法を協議して行きたいと思えます。
24 外国人労働者を大勢連れてくることも考えられるので不安がある。	24 その様なことはありません。
25 処分場ができると、それをきっかけに近くの山林に不法投棄される可能性もある。	25 近隣山林の多くは弊社が所有しており、弊社が管理します
26 説明会は、平日の夜ばかりではなく、日曜の日中や夜の時間帯でも開いて欲しい。	26 土曜日の夜の説明会の開催が多く、日曜の夜も行いました。今後は、日曜日の開催を増やすように致します。
27 覆土材の保管場所が計画から除外されているが、相当規模の保管場所であり、計画地域に入れて住民に説明すべきではないか。	27 今後、処分場施設の進捗に合わせて、覆土置場の計画も説明します。

指示事項	見解
28 処分場の建設よりも植林をしてもらいたい。	28 行政と相談します。
29 現段階での計画内容ではとても賛成できるものではない。付近住民の不安を全て解消できる裏づけが必要である。	29 今後、住民の不安を払拭できるように、環境調査等実施して、専門家により説明します。
30 放流先の鏑川の下流で水利権を持っている人及び漁業組合の承諾は得ているのか。	30 今後、漁業組合等に説明して、承諾を取得します。
31 小中学校の生徒のためにビデオ等を見せて説明してほしい。	31 今後、説明会の中で児童・生徒に廃棄物処理についてのビデオ等を見せて説明していきたいと思います。また、廃棄物や地球環境の勉強会を行いたいと思います。
32 ほたる山公園のほたるが水質汚染により見ることができなくなるのが心配。	32 ほたる山公園は施設より上流にあり、ほたるへの影響はありません。
33 計画地の上流にはサンショウウオが生息している。	33 下流に施設が出来るので影響はありません。
34 千葉県では水源地の近くに処分場を作るべきではないという判決が出ている。	34 下仁田町、富岡市、甘楽町の水道への影響はありません。
【下仁田町意見】	【下仁田町意見に対する弊社の見解】
I 本件に関する町の基本方針	I 左の基本方針に対する弊社の見解
本件に係る産業廃棄物処理施設建設計画については、平成 15 年 8 月 5 日付、群馬県知事及び群馬県議会議員宛「産業廃棄物処理施設建設計画の反対に関する請願」として提出し、平成 15 年 10 月 8 日付けで群馬県議会議員から「請願審査結果通知書」で採択された旨の通知があったとおり、下仁田町としては当該事前協議開始当初から一貫して反対の姿勢である。	下仁田町が産業廃棄物最終処分場建設に反対しているのは、多くの町民が「産業廃棄物は全てが危険物」というイメージで反対しているからだと思いますが、弊社は安全な施設を建設し受入れる全ての廃棄物の情報を公開して施設の運営管理を行いますので、危険はないと考えています。そして、弊社としては、出来るだけ住民及び行政と一緒に地域環境保全を推進していきたいと考えております。
II 事業者の契約に係る立地条件に関する意見	II 左の立地条件等に関する弊社の見解
1 計画地進入路に関しての疑義	1 左の疑義に対する弊社の見解
(1) 国道 254 号線から新規に東進するトンネルを開設し、県道南蛇井下仁田線へ到達することになっているが、この進入口付近には「〇〇用水」が国道 254 号線と平行して走っており、ここを通過するためには〇〇用水関係者の同意が必要と思われるが、関係者は反対の意思を表明している状況でどのように対応するのか。	(1) 最終処分場施設への進入道路ですが、県道として県に帰属予定しています。弊社としては、町の火葬場、ごみ焼却場及びリサイクルセンターへの道路として住民が利用できますので、〇〇用水関係者の理解を頂き同意取得に努めます。

指示事項	見解
<p>(2) 上記新規トンネル以外の進入路は、県道南蛇井下仁田線の一部を拡幅し、使用する計画であるが、この拡幅予定地には町が所有する土地が含まれている。しかし、本事前協議に係る計画に関する限り、町民の大多数が本件処分場の設置に反対している以上、町には拡幅用地の確保に対する協力の意思はない。</p>	<p>(2) 町の火葬場、ごみ焼却場及びリサイクルセンターへの道路として利用できます。今後、地域住民の理解を得られるよう努めますので、町の協力が頂けるものと確信しております。</p>
<p>2 計画地内における町道敷きなどに係る疑義</p>	<p>2 左の疑義に関する弊社の見解</p>
<p>(1) 計画地内には、町が管理する延長 1,160m の町道 1276 号線及び延長 840m の 1277 号線(通称：小坂坂峠)が通過している。この町道は歴史の道として先人の偉業を偲ぶ重要な遺跡となっており、貴社が関係地域住民に対する説明会用に作成した事業計画概要書(以下「計画概要書」という。)の「自然環境(景観、人と自然の触れ合いの場、文化財)に対する影響は見られません。」とする記述とは相反するものである。この町道は計画地の中心部を複数に枝分かかれして貫いており、貴社の計画では、町道の払い下げや付け替えが不可欠となるが、町民の大多数が本件処分場の設置に反対している以上、町としては町道の払い下げや付け替えに応ずる意思は無い。</p>	<p>(1) 計画地内に公道、町道がありますので、町の協力が頂けるように、今後、県道南蛇井・下仁田線の拡幅整備により、町及び住民がごみ焼却場、火葬場等へ安全な通行が可能になりますので、町及び住民に理解が得られるよう話し合いを継続しています。 ゴルフ場開発のときは、同道路は別の形で全て合意に達していたものであると理解しています。</p>
<p>(2) 計画地内には多数の小河川が存在するが、これらの管理者である町は付け替え等による利用をみとめていない。</p>	<p>(2) 上記(1)項と同様に小河川についても町及び住民に理解が得られるよう話し合いを継続していきます。</p>
<p>3 計画地の土地は、以前株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が保有していたが、保有していた時点で39筆分の特別土地保有税に滞納が生じており、当該土地は現在町の差し押さえ管理下にある。この扱いについてはどのように対応するのか。</p>	<p>3 現在、町で差し押さえしている計画地の前所有者の特別土地保有税の滞納分は、施設許可時に弊社が対応して解決することを考えております。</p>

指示事項	見 解
4 町内民間調査団体の調査結果による意見	4 左の調査結果に対する弊社の見解
<p>(1) 地質について</p> <p>計画地域の地質は、古い順に南蛇井層、花崗岩神農原礫岩、中新統砂岩、中新統砂岩の崩落岩塊郡で構成され、このうち南蛇井層、花崗岩、神農原礫岩はともに周縁部を断層で囲まれている。更にこの地域の大部分をしめる南蛇井層は、2回の破砕作用を受けており、最初の破砕作用では 0.5～5 c m大の礫に砕かれたものの、その後の圧密・珪化作用などによって固結した。2回目の破砕作用は、一旦固結した岩石を1～5 c m厚さの板状の岩片に圧砕し、固結せずに今日に至っている。このため南蛇井層は粘土化が進んで崩れやすく、水を通しやすい環境を創り出している。これらの点を考慮した結果、計画概要書において、「安定した地盤で地盤環境に対する影響はない」としたことの根拠が見出せない。</p>	<p>(1) 地質について</p> <p>計画地を踏査し目視では岩盤で安定した地盤と思われます。今後、地盤調査を行い、地山が崩壊しないような安定勾配で施行します。</p>
<p>(2) 沢水及びその浸透水について</p> <p>町内民間調査団体による水質の調査では、計画地内 17 地点で水温、流量、PH、導電率の測定を行った。水量の解析では、伏流の発生と、岩盤の割れ目などから水抜けの現象に注意が必要であり、どちらも下流側で見かけの流量が減少する。折の沢川では、砂防堰堤頂上部の伏流と、その周辺の小断層や破砕帯からの水抜けが特に目立っている。導電率は水に溶けている電解質の総量をだまかに示す値であるが、町の焼却場がある折の沢川の本流では、明らかに人為的な影響の存在を明示する数値が現れており、特に本流の一本南側にある支流の上流部分で、本流のおよそ半分の高い異常値が出ている。このことは、一つの可能性として、焼却場由来する汚染水が、岩盤の割れ目などを通して、本流の地表集水域を超えて広がっていることを暗示するものである。前述の地質の状況とあわせると、この地域には小断層や破砕帯が無数に広がっており、浸透水も予想を超えた広がりを見せる可能性があることを示唆している。以上より、事前協議書に記載の「地下水は上流域が小さい為、湧水等も無く少ないと思われる。」という記述の根拠が不明である。また計画概要書において「上流近くには、し尿処理施設からの排水が同じ鑄川に流れ、水環境（水質、水生生物）に対しての影響は少なく、埋立て施設としての適制度は最適」とした根拠についても不明である。さらに、この記載において、し尿処理施設の排水が流れ込んでいることと、どのような関連があるのかも不明である。</p>	<p>(2) 沢水及びその浸透水について</p> <p>廃棄物埋立地の沢水は、普通は枯れておりません。雨水時は河川の堆積砂により浸透水がありますが、計画は底面を掘削して岩盤層の上に遮水シートを敷設しますので、シート破損がなければ、地下水の汚染はないと考えます。又、計画では耐久性に優れた遮水シートを2重にし、さらに、ベントナイトを使用して、シート破損による地下水への汚染を防止します。万一の場合は、漏水感知システムで破損箇所の有無及び位置が早期に発見できますので、地下水への汚染を可及的に防止できます。焼却場がある折の沢川以外の支流で汚染水がでているのであれば、今後、環境調査（水質調査）して浸透水の流れを調査します。</p>

指示事項	見 解
<p>(3)植物について</p> <p>計画地は古くから里山として利用され、しかも昭和30年代～40年代にかけて杉植林が活発に行われてきたため、自然植生は残存しておらず、雑木林であるコナラ群落と、杉植林による杉林に広くおおわれた地域となっている。また、計画地において現在まで約340種余の高等植物が確認されており、コナラやクリ、ヤマザクラ、アオダモ、ムラサキシキブなど数多くの落葉広葉樹が生育している中で、シラカシ、アラカシ、シロダモ、アオキ、ヤブコウジ、キヅタヤオオバノイノモトソウ、ベニシダなど暖かい地方の植物がみられることは、気候的に温暖帯常緑広葉樹林（照葉樹林）の内陸部における北限地であることを示している。更に、環境省や県が指定しているレッドデータブックや群馬県植物誌で「まれ」に記載されている貴重な植物が十数種類確認されている。</p> <p>一方、貴社は計画概要書で計画地について「周辺地域も含めて貴重な動植物の分布が見られず、埋蔵文化財ありません。近くには、人と自然が触れ合う活動の場もなく、地球環境（土壌、地盤沈下、地形、地質）生活環境（動物、植物、生態系）及び自然環境（景観、人と自然の触れ合いの場、文化財）に対する影響は見られません。」としていることについて、前述した諸点から見て大いに疑問がある。</p>	<p>(3)植物について</p> <p>事前業者(〇〇ゴルフ)からは、移植又は保存しなければならない植物はないとの報告を受けました。その後、現地踏査した段階では、貴重種の有無がわかりませんでした。今後、専門家による動植物を含めた環境影響調査を実施しますので、保存又は移植が必要な貴重種がありましたら、計画を見直して実施設計して施設を建設します。</p>
<p>(4)地質・水・植物だけをみても、計画概要書の「計画地は、種々の環境への負荷が少なく、「安全」かつ「環境保全」に配慮した最終処分場施設を設置する上で優れた立地条件を備えています。」という結論付けの記述とは明らかに矛盾している。また、計画地直近の不通峡谷は「群馬県の貴重な自然」に記載された地域であり、希少な動植物の生息・生息環境として極めて重要であるため、将来にわたり保全されることが望まれる地域であるが、貴社の計画では全く触れておらず、計画概要書の「計画地は、首都圏から近く、最終処分場としての自然・周辺環境条件がすぐれているばかりではなく社会・経済条件も優れています。」とする根拠は不明である。</p>	<p>(4)地質・水・植物については今後、土質調査及び環境影響調査の結果により、計画概要書の記述と矛盾があるかどうか判明しますが、計画地を変更するような大きな問題が発生するとは思われません。計画概要書の記載は弊社が処分場運営している経験上、関東圏の多数の最終処分場計画の情報をもとに調査した物件の中で、優れていると判断した記載です。</p>

指示事項	見 解
【富岡市意見】	【富岡市意見に対する弊社の見解】
<p>群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第12条の規定に基づく説明会で出された質問及び同規程第13条の規定に基づく関係住民からの意見並びに富岡市議会で採択された反対陳情や建設反対に関する要望書の提出等を総合的に判断すると、生活環境保全上の不安があり、また、住民とのコンセンサスは十分ではなく本計画には反対する。</p>	<p>地域住民の意見に対する弊社の回答は既に述べたとおりであります。弊社は今後、環境影響調査を実施して生活環境保全上の不安を取り除き、行政及び住民等に対する貢献度も更に理解が得られるよう説明し、住民の同意が得られるよう一層努力します。</p>